

# 預金保険法第 80 条に基づく業務及び 財産の状況等に関する報告書（補遺）

平成 24 年 9 月 3 日

日本振興銀行株式会社 金融整理管財人

## I. はじめに

当行は、平成 22 年 9 月 10 日、預金保険法第 74 条第 5 項に基づき、金融庁長官に対し、「その財産をもって債務を完済することができない」旨の申出を行いました。これを受けて、同日、金融庁長官より預金保険法第 74 条第 1 項に基づき、「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

金融整理管財人としましては、預金保険法第 80 条に基づく「業務及び財産の状況等に関する報告及び経営に関する計画の作成命令」を受け、当行が管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等につき調査を行い、平成 23 年 3 月 31 日に報告書を提出いたしました。

本報告書は、金融整理管財人である預金保険機構が預金保険法第 83 条（破綻金融機関の経営者等の破綻の責任を明確にするための措置）に基づき行った、当行の旧経営陣に対する責任追及に関する措置について、上記報告書の補遺として提出するものです。

## Ⅱ．日本振興銀行旧経営陣に対する責任追及

これまで実施した日本振興銀行旧経営陣に対する責任追及に関する措置は、以下のとおりです。

### 1．SFCG 債権買取に係る日本振興銀行旧経営陣に対する責任追及訴訟

平成 23 年 8 月 23 日、当行の取締役であった木村剛ら 7 名を被告とする損害賠償請求事件等が、株式会社整理回収機構（以下「整理回収機構」といいます。）より東京地方裁判所に提訴されました（平成 23 年 4 月 25 日に実施した事業譲渡において、預金保険機構より整理回収機構に対し、損害賠償請求権等も譲渡したことから、整理回収機構による提訴となったものです）。

本件は、平成 19 年 12 月以降、株式会社 SFCG（以下「SFCG」といいます。）から合計 17 回にわたり総額 1,705 億円に及ぶ大量の貸付債権を額面価格で買い取った事案です。

これは、SFCG に対する実質的な信用供与であり、当行破綻原因の一つにもなりました。17 回の債権買取のうち、平成 20 年 10 月 29 日及び同年 11 月 21 日の 2 回にわたる合計約 460 億円の貸付債権買取については、貸付債権自体の価値が低い上に、連帯保証人である SFCG の資金繰りが悪化してその支払能力がきわめて低くなっており、大幅な担保不足が生じていたこと、これらの事実が旧役員に明らかとなっていた中で取締役会で承認されたことから、極めて問題のある債権買取でした。

当機構は、整理回収機構とも協議を重ね、この買取りの承認は旧役員が取締役としての善管注意義務に違反する行為であり、これによって生じた損害については、会社法 423 条 1 項に基づく賠償責任を問えると判断し、取締役会においてこれら債権買取の承認決議を行った木村剛ら 7 名に対し、50 億円の損害賠償請求を行ったものです。

同時に、木村剛が、当行の役員を辞任した平成 22 年 5 月以降、その近親者 2 名に対し、強制執行の引当になるはずの自己の責任財産を散逸させていたことが明らかになり、これが民法上の詐害

行為に該当することから、詐害行為取消請求訴訟を提起したものです（前記損害賠償請求訴訟と併合審理）。

## 2. 中小企業保証機構（株）に対する融資案件に係る日本振興銀行旧経営陣に対する責任追及訴訟

平成 24 年 8 月 21 日、当行の取締役であった木村剛ら 4 名を被告とする損害賠償請求事件が整理回収機構により東京地方裁判所に提訴されました（本件も、平成 23 年 4 月 25 日に実施した事業譲渡において、預金保険機構より整理回収機構に対し、損害賠償請求権等も譲渡したことから、整理回収機構による提訴となったものです）。

本件は、平成 22 年 3 月 1 日、当行取締役であった木村剛ら 4 名が出席して行われた取締役会において、当時、大幅な債務超過かつ赤字の状態であった中小企業保証機構株式会社（日本振興銀行のネットワーク企業群の中核会社。以下「中小企業保証機構」といいます）に対し、総額 85 億円の融資を行うことを決議して、同月 12 日に融資を実行した事案です。

当行は、平成 22 年 4 月までの間に、中小企業信用保証機構に対し、合計 15 回にわたって多額の融資を行いました。調査の結果、これらの融資のうち、平成 22 年 3 月に行われた合計 85 億円（うち新規流出額は 10 億 5009 万 2056 円）については、①同社の財務状況が著しく悪化しており、かつ、被告らはこれを十分認識していたにもかかわらず、多額の融資が行われていたこと、②本件融資においては新たな担保が徴求されておらず、新規流出分については無担保融資であったこと、③当時、当行株式の価値が著しく低下していたところ、木村剛が、本件融資の約 1 週間後、自己の保有する当行株式を中小企業信用保証機構に大量に売却して多額の利益を得ていたことなどが判明しました。

当機構は、整理回収機構と協議を重ね、本件融資は、旧役員としての善管注意義務に違反するものであることはもとより、当行の行ってきた融資の中でも極めて悪質なものであって、これによって生じた損害については、会社法 423 条 1 項に基づき、取締役の民事責任を問うべきと判断し、本件融資の承認決議を行った木村剛ら 4 名に対し、5 億円の損害賠償請求訴訟を提起したものです。

### Ⅲ. 今後の対応

日本振興銀行旧経営陣に対する損害賠償請求権等につきましては、訴訟を提起している前記Ⅱの1. と2. の関連請求権も含めて、既に整理回収機構に譲渡されていますが、今後も、他の請求権関連を含め、新たな事実が判明することもあると考えられます。

預金保険機構としては、今後とも、旧経営陣に対する損害賠償請求権等を譲渡した整理回収機構への指導・助言や財産調査権の行使を通じて、整理回収機構と連携し、旧経営陣に対する責任追及を適正・厳正に実施して参ります。

以 上